

「宇和島 復興ロゴ」の作成

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた市の復旧・復興に向けてロゴマークを作成しました。

使用上の注意点など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【使用の目的】 復旧・復興に向けて機運の醸成および産業の振興、観光・農林水産物のイメージアップなどへの取り組みを推進するための活動であれば、どなたでも自由に使用できます（無料）。

ただし、市の信用や品位を損なうおそれがある場合など、目的によっては使用できない場合があります。

【使用の条件】 事前に「宇和島 復興ロゴ」使用届出書および必要書類を市長公室に提出してください。

【使用期限】 2020年3月31日(火)まで

【提出・問合せ先】 市長公室シティセールス推進係 ☎内線2407



災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。

【サンプル(2色用)】



吉田中学校復旧記念式典

体育館の改修工事完了を学校復旧の区切りとして、2月14日(木)に吉田中学校体育館で復旧記念式典が行われました。生徒らは約7ヵ月ぶりに体育館に入り、これまでの復旧へのあゆみをまとめたDVDを視聴しました。また、これまで復旧に携わってくれた人たちへの感謝の気持ちを込め、生徒会長が代表してお礼の言葉を送りました。



吉田ふれあい国安の郷 復興オープン

平成30年7月豪雨により土砂が流入し休業していた「吉田ふれあい国安の郷」が、3月1日(金)に復興オープンを迎えました。初日から3日間にわたり無料開放され、吉田小学校児童など約300人が館内を訪れました。また、いけばな展示や音楽ライブ、歴史講座なども行われ再開を賑やかに祝いました。



医療保険の医療機関窓口負担の免除期間延長 (国民健康保険・後期高齢者医療保険)

平成30年7月豪雨に伴う医療機関での窓口負担の免除期間が延長されました。

【期 間】 6月30日(日)まで

▶すでに免除証明書を持っている人：新しい証明書を郵送しています。医療機関窓口での提示が必要となります。

▶免除証明書を持っていない人：申請が必要です。

※紛失した場合は再交付申請が必要です。

【申請・問合せ先】 保険健康課保険業務係 ☎49-7020、後期高齢者医療係 ☎内線2121
または各支所市民保険係



家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去を 自ら行った場合の費用償還

平成30年7月豪雨で被災した家屋や宅地内土砂混じりがれきを、所有者などが自らの費用で撤去した人に費用償還を行っています。

【対 象】

▶罹災証明書で半壊以上と判定された住家、倒壊などによる危険や生活環境保全上支障がある住家以外の建物の撤去を工業者などと契約した人

▶宅地内に流入し堆積した土砂混じりがれきの撤去を工業者などと契約した人

【申請・問合せ先】 4月26日(金)までに生活環境課 ☎49-7014



被災者生活再建支援制度の申請期限延長

①被災者生活再建支援金(基礎支援金・加算支援金)

②被災者生活再建緊急支援金(特別支援金)

【対 象】

▶住宅が全壊した世帯

▶住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

▶住宅が大規模半壊した世帯

※②については、住宅が半壊した世帯も対象です。

【支給金額】

被害区分	住宅再建等区分	①被災者生活再建支援金		②被災者生活再建緊急支援金
		基礎支援金	加算支援金	特別支援金
全壊・解体	建設・購入	100万円	200万円	75万円
	補修		100万円	
	賃貸住宅		50万円	
大規模半壊	建設・購入	50万円	200万円	75万円
	補修		100万円	
	賃貸住宅		50万円	
半壊		—		37.5万円

※単身世帯の場合は、上記金額の4分の3の額が支給されます。

【申請期限】

▶基礎支援金：8月4日(日)

▶加算支援金：2021年8月4日(水)

▶特別支援金：8月4日(日)

半壊の被害を受けた住宅を全部解体した場合は、解体完了後に基礎支援金の新規申請および特別支援金の追加申請が必要です。また、基礎支援金対象者は加算支援金の申請ができます。

再建方法により申請ができない場合もあります。

詳しくは、お問い合わせください。

【申請・問合せ先】 福祉課福祉総務係 ☎内線3125または各支所福祉環境係、宇和海支所総務係

